

測量業務における旅費交通費について

令和元年7月1日基準より、委託業務全般において、旅費交通費を原則率化しております。

測量業務における旅費交通費の積算において、神奈川県県土整備局で使用している積算システムでは、対象額となる直接人件費を、「測量業務における電子成果品作成費について」の直接人件費算出と同様の端数処理により算出しています。

詳しくは、県土整備局発注案件における積算上の補足資料にある「測量業務における電子成果品作成費について」を参照してください。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4317/p12743.html>)

また、率計上した旅費交通費は、安全費の対象としております。

(宿泊を伴う旅費交通費を別途計上した場合、その旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費は、安全費の対象としておりません。)